

令和7年5月第5回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年5月9日（金）

午前10時00分から午前11時00分

2. 開催場所 本庁舎 3階 会議室

3. 出席委員（41人）

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己

14番 吉岡 靖 16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志 24番 井手宏治

25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎 28番 太安隆文

30番 根本 章 31番 田中秀樹 32番 長尾 修 33番 二宗貴志

34番 高谷明弘 35番 植田浩史 36番 浅田光明 37番 戸田典宏

38番 各務和裕 40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 二若正次

43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 清水 晃

4. 欠席委員（5人）

農業委員 13番 武村一夫 15番 後藤 勤

推進委員 21番 梶原啓二 29番 白石壽平 39番 東郷朝夫

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告について

日程第6 議案第26号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定について

日程第7 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

主事 福井悠大 福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

- 事務局長 それでは、ただいまから令和7年5月総会のほうを開催いたします。
それでは、会長よりご挨拶よろしく願いいたします。
- 会 長 おはようございます。大変ご苦労さまです。
4月から5月にかけてのゴールデンウィークも終了しまして、皆さん
いろんな過ごし方をされたんだろうというふうに思います。農家はこ
の時期から大変な忙しい時期になりますんで、田植のほうも進んでい
くと思いますし、その準備も取り組んでおられるというふうに思いま
す。米の作付のほうも全国的に何ほか増えているということだろうと
いうふうに思います。いろいろ連日、米の問題についてはマスクミで
取り上げていっております。何とか、もう今年の秋の収穫を見込んで
予約を取るというような業者間でのこともあるというふうに思いま
す。真庭市のほうでも昨年に比べて105%と、少し収量を見込んで
いるというところがございます。何とかいいものを作っていかなけれ
ばなりませんけど、とにかく値段のほうが農家としては気になるとこ
ろでございます。再生可能な価格であってほしいというふうに思いま
すけど、魅力がある分野に稲作がなればというふうに思っております。
皆さんもいろいろと大変だろうというふうに思いますが、支援の
ほうをよろしく願いたいというふうに思います。
それでは、5月総会を開会いたします。
- 事務局長 ありがとうございます。
本日、欠席委員の方が2名いらっしゃいます。13番委員、15番委
員から連絡をいただいております。遅参の方はいらっしゃいません。
よって、ただいまの出席委員は19名中17名でございます。定足数
に達しておりますので、5月の総会が成立しておりますことをご報告
いたします。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会
長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろ
しく願いいたします。
- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長に
おいて指名させていただくことにご異議ございませんか。
＜「異議なし」の声＞
- 議 長 それでは、議事録署名委員は、8番、 委員、10番、
委員を指名いたします。
日程2、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議

についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。
議案の1ページ目をお開きください。

本日審議していただく案件は8件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、畑1筆773㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号1についてご説明いたします。

譲受人、譲渡人、ともに5月2日にお話を伺いました。譲受人と譲渡人は隣り合わせに住んでおります。譲受人の所有する墓地が山際にあるため、イノシシの被害が頻繁にありました。墓地の移転を考え、譲受人の所有する畑の隣にあるこの畑が見晴らしもよく便利だと思い譲渡人に相談したところ、畑全部を無償で提供すると言われ譲り受けるものであります。この後、5条の審議で畑の一部を墓地として転用する議案があります。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は高齢ですが家庭野菜を作っています。農機具も管理機、草刈り機を所有しています。現在所有している畑もきれいに管理されているので、今後も耕作されると思います。その他指摘事項はありません。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、畑1筆459㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、26番推進委員さんから説明をお願いいたします。

26番推進委員 議長。

議長 はい、26番推進委員。

26番推進委員 26番推進委員です。

番号2につきまして報告いたします。

5月2日に現地確認を行いました。譲渡人、譲受人とも県外に居住さ

れておりますので電話でお話を聞いております。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は一昨年まで当該地で生活をされていましたが、高齢であり県外居住の娘夫婦と同居しました。そのため、空き家となる住宅及び隣接農地を含め、真庭市の空き家バンクに登録しております。このたび不動産業者を通して田舎暮らし希望の譲受人との売買の話がまとまり、今回申請するものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は農業経験はありませんが、今回取得する農地で果樹及び家庭菜園を行うとのこと。農機具は譲渡人より管理機を譲り受けております。また、草刈り機等の最低限の機具も今後取りそろえ、農作業を行うとのこと。特に問題ないかなというふうに思います。その他指摘事項についてもございません。ご審議のほどよろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、勝山、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆319㎡、畑1筆40㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 議長。

議 長 はい、1番委員。

1番委員 1番です。

番号3につきまして、去る4月27日に譲受人、市内在住の譲渡人立会いの下、現地調査を行いましたのでご報告いたします。なお、市外在住の譲渡人とは電話にて確認をいたしております。譲渡人は兄の遺産相続により自宅並びに本申請地を相続しておりましたけれども、2人とも現住所地において生活いたしており、申請地の農地管理もできないことから、家、申請地を業者に売却依頼しておりました。譲受人は現在の住所に兄夫婦、親と住んでおりますけれども、結婚など将来のことを考え、同じ市内に住居を構えたく業者に依頼し探していたところ、本案件の話がまとまったということで権利移転を行うものでございます。譲受人は親と同居することになっており、自宅に隣接しています申請地には果樹、野菜など家庭菜園を親とともに一緒に栽培することといたしております。くわなどの農具につきましては購入家屋にあり、それを使用し、必要なものがあれば随時購入していくとのこと、取得後適切に農地管理を行うものと思われ。その他指摘事項は特にございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、畑2筆315㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご

審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。

番号4について報告します。

去る4月26日、現地にて譲受人立会いの下、話を聞きました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は市外に住んでおり、長年にわたり実家近所の方に耕作を依頼しておりましたが、最近現耕作者が都合により耕作できないとの連絡があり、新しく耕作者を探していたところ、今回譲受人との話がまとまったものです。なお、当該農地は譲受人自宅の裏にあります。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は夫婦2人と母親の3人家族で、現在水稻、野菜などを長年にわたり耕作しており、農地取得後も今までどおり耕作を続けていくとのことでした。農機具はトラクター、コンバインなど、一式所有しております。その他特に指摘事項はありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆423㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 議長。

議長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番推進委員です。

番号5について報告します。

4月26日に譲受人及び家族立会いの下に現地確認を行いました。なお、譲渡人については病氣療養中のため、電話で家族から聞き取りを行いました。譲受人と譲渡人の関係は近所に住んでいる隣人同士で、譲渡人は高齢で以前から病気がちで申請地の売買の話が持ちかけられておりましたが、このたび病氣療養が必要となり購入することで話がまとまったものです。続きまして、譲受人の耕作状況ですが、世帯員数は2名で主に譲受人が専従で耕作に従事しており、同居の娘さんが補助者として従事しておられます。一部作業委託しておりますが、30アールの水田で水稻の作付を行っており、農機具はトラクター、管理機等を所有しており、農地譲受け後は家庭菜園として耕作していくものと思われま。その他指摘事項も特になくと思いますので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局長 続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。
番号6でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、
田1筆502㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご
審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 34番推進委員です。
番号6についてご報告いたします。
4月27日に譲渡人と電話で確認しました。4月28日には譲受人と
現地確認をしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡
人は隣同士になります。現在、譲渡人は市外に住まわれております
が、数年前にお父様が亡くなられ、お母様はお姉様が見ておられると
のことで、今後田畑を耕作することはないと思い、耕作してくださる
方を探していることを譲受人に相談したところ、譲受人と話がまとまり、
申請するものです。今回の申請地ですが、譲渡人のお父様が庭木の
仮植えをされていたことから一部残土がありますが、譲受人が今後
少しずつ取り除いていくと言われております。譲受人の耕作状況です
が、トラクター、田植機等を所有されており、奥様と2人でふだんは
されており、稲刈り時期には子供さん2人が手伝いに来られるそうで
す。不耕作目的の取得ではありません。必要な農作業に従事すると認
められます。その他指摘事項はありません。審議方よろしくお願いい
たします。

議長 ありがとうございます。

事務局主事 続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。
番号7でございますが、美甘の譲渡人が、同じく美甘の譲受人に、申請
農地、畑2筆396㎡を、売買によります所有権移転の申請ございま
す。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお
願いいたします。

6番委員 議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 6番でございます。
番号7の案件について説明させていただきます。
この案件は、畑の売買による所有権移転の申請であります。譲渡人及
び譲受人さんに聞き取り調査を5月4日にいたしましたところ、譲渡
人の主人が亡くなり農業廃止に向けて農地を処分したい考えであり、
申請農地に接続している譲受人に畑を買っていただけないかと相談し
たところ、譲受人は宅地のすぐそばで隣接してあるので購入してもい
いと売買が成立いたしました。譲受人の耕作状況でございますが、耕

作に必要な耕作日数及び機械等は整備されておりまして何も問題ないと思われます。その他指摘事項はありませんので、よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号8でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、田2筆1, 136㎡、畑2筆2, 358㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議 長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。

番号8についてですが、現地調査を5月2日、譲渡人立会いの下、行っております。譲受人には当日電話で確認、聞き取りのほうをしております。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は同じ集落に住む知人同士です。譲渡人は独り暮らしで子供もおらず、かねてより所有する農地の売買を検討しておりました。申請地においては何年も作付はしておらず、荒廃しないように管理だけしておりました。譲渡人は持病の悪化などにより体力的に草刈り等の作業が年々難しくなってきたおりました。売買の相手については安くてよいので地元のよく知っている方を希望していたため、自ら声をかけていたところ、今回の譲受人との話がまとまったものです。なお、譲渡人の所有する農地がまだありますが、所有権移転の話を、今後そこについても申請を行っていく予定があるということでございます。続きまして、譲受人の耕作状況等ですが、譲受人の母親が自家用の野菜を菜園で僅かな面積しているのみでございます。譲受人は近年農業をやってみたいと思っていたところの今回の話でしたので購入を決めたということであります。申請地取得後は、譲受人夫婦、それから母親、娘と家族みんなで耕作するという予定だそうです。所有する農機具は管理機、刈払機ぐらいしか持っていないということなんですが、今後農業を始めて必要となる農機具は耕作をしていながら購入を検討していくということです。

以上、特に問題ないと思われますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議していただく案件は3件でございます。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、既存の墓地が山間部にあり参拝や維持管理が不便であることから、申請農地、畑1筆17㎡を、墓地用地とするため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、墓地造成、建物施設を合わせ■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円となっており、残高証明により資金の確認ができております。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等墓地造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、29番推進委員さんが欠席されておられますので3番委員さんからの説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

4条の1番について、29番推進委員が欠席ですので代理で説明いたします。

この方の墓が山の中の狭いところにあり非常に便利が悪いことから、自宅の近くの我が家の畑に移転するものです。周りは自分方の山と畑に囲まれた場所であり、近所には迷惑にならないようなところだそうです。位置的には、国道181号線の■■■■というところから■■■■川沿いに北へ1キロぐらい入ったところにある自宅前の畑でございます。29番推進委員から連絡を受け、現地も確認しております。自分の畑で

すし、特に周辺農地への影響はありませんし、問題ないと思われま
すのでよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人（久世）は、自宅の石積みの改修を計画しておりますが、既存
の積み石を材料にするため、撤去した積み石を一時的に置いておく必
要があることから、申請農地、畑1筆327㎡を、露天資材置場とす
るため、一時転用申請をするものです。農地区分は、3種農地と判断
されます。一時転用期間ですが、令和7年5月10日から令和10年
3月31日までです。転用に伴う費用ですが、土地造成■■■■円。
資金の内訳として、自己資金■■■■円となっており、残高証明より
資金の確認ができております。添付書類として、被害防除計画書のほ
か土地利用計画図等造成に関する書類一式が添付されております。申
請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願
ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明を
お願いいたします。

10番委員 10番です。

議 長 はい、10番委員。

10番委員 2の案件について説明させていただきます。

4月26日に現地に向かい、家の方からお話を受けました。本宅南
前、以前市道拡張工事を行った際に最高高さ2mのコンクリート壁が
設置され、その上に庭拡張のため、約3mのみだれづきをした結果、
下のコンクリートが前に傾きかけたため、工事部分の資材を自宅前、
道を挟んだ当地へ仮置きし、補強復旧工事をするためでございます。
申請地の位置としましては、自宅から市道を挟み南側。それから、周
辺農地の状況ですが、東側が自宅倉庫、西側は谷川を挟んで自分の
畑、南側も谷川を挟み畑があります、北は市道を挟んで自宅となっ
ております。周辺農地への影響はありません。その他指摘事項は別にあ
りません。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございます。

4ページをお開きください。

申請人（八束）は、平成31年5月に申請地、田2筆、合計4,053㎡のうち2,948㎡に営農型太陽光発電施設を設置し、支柱部分8,42㎡につきまして令和4年5月10日から令和7年5月9日までの期間で一時転用許可を受け、営農型太陽光発電施設の下部でソバを栽培しております。このたび一時転用期間が満了となりますが、今後も引き続き農地の有効活用を図るため、一時転用期間の更新を申請

するものです。設備の概要につきましては、令和元年度の申請時から変更はございません。農地区分は、蒜山■■■■■は1種農地、■■■■■は2種農地となっております。添付書類につきましては、土地利用計画図、平面図、図面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。

番号3について現地調査の報告をさせていただきます。

現地調査には5月2日に確認しておりまして、本件はもう3回ぐらい行っておりますので申請人には電話で確認しております。転用しようとする事由の詳細ですが、事務局から説明があったとおり、平成31年の営農型太陽光発電設備の更新（2回目）によるものです。申請人は今後も継続して行いたいということですので問題ないと思われま。また、圃場についても設備や周辺についてもきれいに管理されておりましたので問題ないと思われま。申請地の位置等ですが、真庭市■■■■■バス停より南西約400mの場所に位置しております。周辺の状況も変わりないので、農地への影響はないものと思われま。

以上、ご審議方お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は2件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（北房）は、既存の土地が他者が所有する土地にあり、その土地所有者より返還の要望があったことから、自宅に近接している申請農地、畑1筆20㎡を、譲渡人（北房）から譲り受け、墓地用地とするため、転用申請をするものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地造成、建物施設合わせ■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円となっており、残高証明により資金の確認ができております。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等墓地造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

3条の番号1でご説明した畑の一部を墓地に転用するものであります。それで、5月2日に同じくお話を伺っております。転用しようとする事由の詳細については事務局の説明があったとおり、墓地を移転するために畑の一部を墓地とするものです。申請地の位置ですが、国道313号線沿いにある■■■■の西150mにあります。周囲の状況ですが、所有権を移転する畑の中の一部です。周辺農地への影響もありません。その他指摘事項もございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、使用借人（市外）は、現在市外のアパートに居住していますが、将来のことを考え実家近くに居住するため、申請農地、田1筆350㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、住宅用地とするため、転用申請するものです。申請地は、3種農地と判断されます。建蔽率は33%でございます。なお、農用地区域からの除外手続きは完了している土地になっております。転用に伴う費用ですが、土地購入につきましては無償での貸借であるため■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳といたしまして、借入金■■■■円となっており、金融機関の融資証明により資金の確認ができており

ます。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等建築に関する書類一式、土地使用に係る貸借の契約書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 はい。

議長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 転用しようとする事由の詳細については、使用借人、使用貸人は親子で、使用借人は仕事の都合で市外に住んでいましたが、子供たちとか先のことを考えて親の土地を借りて家を建てることになったそうです。場所は、1枚の田を部分的に埋め上げて宅地にするということであります。申請地の位置は、東が1m足らずの道、西が墓、南は市道、北は1枚の田の一部を宅地にするために周りというか2辺は田になります。周辺農地への影響としては、借り人の田の一部なので問題はないと思われまます。現地確認は使用貸人と4月27日に現地で行い、借り人には市外なもんで電話で5月7日に確認しております。

以上です。よろしくお願います。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第25号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第25号について、議案の7ページをご覧ください。

議案第25号、農用地利用集積等促進計画の公告について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による賃貸借権設定を同時に行うもので、田49筆、畑12筆が賃貸借権設定されるものでございます。また、11ページの所有権移転につきましては、田5筆7,002㎡が、八束の譲渡人から、岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて、同じく八束の譲受人へ、売買により所有権を移転するものでございます。案といたしまして、令和7年6月10日付で公告の予定でございます。内容については全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。はい、どうぞ。

7番委員 空欄があるということで差し替えが送られたんですけども、7ページが一番下のところは空欄なんですけれども、それがなぜかということと、もう一点は内容等々、備考のところの関係についてなんですけれども、例えば7ページのところのさっき指摘したその上のところ、その他となっているんですけど、右の欄は牧草というふうになっていまして、この表記はどうなるかということと、それから8ページの下から2つ目のところなんですけれども、こちらの内容等のところは野菜と水稲となっていますけれども、右の備考のところは野菜というふうになっています。それから、9ページ目の下から2つ目のところ、内容等のところは水稲となっていますけれども、備考のところはソバというふうになっておりまして、この辺の関係性を教えてください。

議長 事務局、分かりますか。

事務局主事 まず、7ページ目の一番下のものにつきましては、内容のほうは空欄になっているんですけど、備考のほうに野菜と記入させていただいております。

続きまして、7ページ目の下から2番目の分につきましては、内容のところはその他になっているんですけど、この議案がシステムというか、台帳から打ち出したものになっておりまして、その入力の際に牧草という項目がないので、左側のほうはシステムに入力した際のその他で出力されまして、その後、手直して右側のほうに牧草と入力させていただいておりますのでこのような形になっております。

続きまして、8ページの下から2番目のものにつきましては、右側の備考欄のほうに水稲が、これは記入漏れでございます。

続きまして、9ページの下から2番目についても、これも記入間違いだと思います。記入間違いです。なので、内容の箇所が水稲ではなくソバが正しいものとなっております。

7番委員 いいですか。最初の質問は、空欄があったので議案が差し替えになったのに、一番下のがここが何で空欄になっただけですかと聞いたんです。右に書いてあるからいいんじゃないかということですけども、そもそも議案の差し替えがあった理由としておかしいんで。それと、備考との関係で間違いがあってもいけないので、例えばその他で項目がない分だけを、そのように牧草と書くというふうにしたらいいと思いますので、こちらのソバと水稻の間違いが起こらないとも限らないので、作業の無駄にもなると思いますので、そのような運用をされたらいいのかと思うんですけども。この7ページの下のところに記載されていないのは、差し替えをしたのに何でそんなんになっただけなのかというのを、それが聞きたいだけです。

事務局主事 7ページの下の方につきましては、システムの項に入力を入れ忘れていたような状態でしたので、そのまま出した結果、空欄のままになっているような状態でございます。大変申し訳ありませんでした。

議長 よろしいですか。

ほかにはございませんか。

1番委員 議長。

議長 はい、どうぞ。

1番委員 ちょっと教えてください。11ページの分の農地売買事業の関係で、これは売買手数料というのは大体、岡山県農地中間管理機構では何%なんでしょうか。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 すみません、今手元に詳しい資料がないのであれなんですけど、違うことを言ってもいけないので後で確認させていただいてコメントさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

1番委員 はい。

議長 それでは、ほかにはございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第26号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第26号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表（案）の決定について。

13ページをご覧ください。

この案件につきまして、令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等に基づき、全ての農業委員会において取り組み、自ら計画を策定し、活動の点検・評価を行うものです。承認いただきました後には市のホームページに掲載し、公表することとしております。

1ページお進みいただき、14ページをご覧ください。

14ページの左側、I、農業委員会の状況につきましては、令和6年4月総会にて審議し決定した令和6年度最適化活動の目標の設定等からの転記となっておりますのでお目通しください。

続いて、右側のII、最適化活動の実施状況について、各項目にありません現状及び課題、また目標につきましても、こちらも令和6年度最適化活動の目標の設定等からの転記となっております。

それでは、1、最適化活動の成果目標、（1）農地の集積について、③実績、令和12年度に43%の集積率を達成するために、令和6年度の新規集積面積の目標を152ヘクタールとしておりました。実績としましては、133ヘクタールでありました。点検結果としまして、担い手がいる地域においては、地域計画等に基づき地域での話し合いを継続しながら、さらに集積・集約化を進める必要があるとしております。

続きまして、（2）遊休農地の発生防止・解消についてです。

15ページをご覧ください。

15ページの③の実績、ア、既存遊休農地の解消、a、緑区分の遊休農地の解消、令和3年度調査時の遊休農地面積、緑区分の遊休農地面積276ヘクタールを令和4年から令和8年度の5年間で5分の1ずつ解消するという目標を立てております。今年度の目標を55ヘクタールの解消としておりました。実績は29.5ヘクタールの解消でした。

続いて、イ、新規発生遊休農地の解消、こちらは5ヘクタールの解消を目標としておりましたが、実績は20.7ヘクタールとなっております。

④その他、農地の利用状況調査を8月から11月まで実施し、調査結果の取りまとめを11月から3月まで行いました。緑区分の1号遊休農地は741ヘクタールでした。利用意向調査を3月に発送及び取りまとめを行いました。

続きまして、（3）新規参入の促進、ページの右側をご覧ください。

③の実績、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の目標面積として、令和3年から令和5年度の権利移動面積の平均の1割以上の面積を目標として設定すると定められておりますので10ヘクタールを目標として上げておりましたが、農地所有者の同意を得た上でホームページ等に公表した農地はありませんでした。

続いて、2、最適化活動の活動目標、(2)活動強化月間の設定、②実績、11月から12月で遊休農地の解消、1月に農地の集積を目標としておりましたが、実績は8月から11月にかけて農地パトロールを実施することにより遊休農地の解消に関する活動を行いました。

続いて、1ページお進みいただき、16ページをご覧ください。

(3)新規参入相談会への参加、②実績、県が実施する晴れの国おこしあふま就農相談会へ参加することを目標としておりましたが、農業委員会として参加する機会がありませんでした。

続いて、目標の達成状況の評語。

農業委員会の活動に対する評語となります。真庭市農業委員会として令和6年度の目標達成状況は、目標に対して期待どおりの結果が得られたとなっております。

次に、推進委員等の点検・評価結果ですが、各委員の評価結果についてですが、目標に対して期待どおりの結果が得られたが4人、目標に対して期待をやや下回る結果となったが42人となりました。

次に、ページの右側をご覧ください。

Ⅲ、事務の実施状況、1、総会、部会の開催実績を上げております。

続いて、2、農地法第3条に基づく許可事務は148件ありました。

続いて、3、農地転用に関する事務は78件ありました。

4、違反転用への対応で、令和6年度中、違反転用面積が0.1ヘクタールありましたが、追認により全て解消しております。

以上、簡単ではございますが、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)の決定についての説明でした。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第26号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程7、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 報告第10号についてご説明いたします。

17ページをお開きください。

報告第10号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の4件がございました。添付書類もそろってありましたので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長 報告第10号について、質問、意見等ございましたらお願いします。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上で本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前11時00分 閉会)

